

令和 8 年 1 月 6 日
島根県商工労働部中小企業課
金融係（担当：今田、田中）
TEL：0852-22-6204

「島根県東部を震源とする地震」による災害に係る 中小企業特別相談窓口の設置について

令和 8 年 1 月 6 日に発生した島根県東部を震源とした地震により、県内中小企業者への影響が懸念されることから、令和 8 年 1 月 6 日に特別相談窓口を設置し、関連中小企業者からの相談に対応することとしました。

記

1 窓口設置機関（35 機関 40 箇所）

- ・各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会（本所及び石見事務所）
- ・島根県中小企業団体中央会
- ・しまね産業振興財団（本所及び石見事務所）
- ・島根県信用保証協会（本店及び各支店）
- ・島根県（中小企業課
及び 西部県民センター石見地域振興部（地域・商工・観光））

※島根県 HP に各窓口の連絡先等を掲載しています

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/yuushi/r8jisin.html>

※相談対応時間は、各窓口の営業時間です

2 相談対応内容

「島根県東部を震源とする地震」に係る災害による経営への影響
例）取引先や自社の支店、営業所、生産施設等の被災、
被災地からの納品の遅延・停止、資金繰り悪化等

3 設置日

令和 8 年 1 月 6 日（火）（設置期間は当面の間）